

令和元年第3回三豊市議会定例会 追加提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第98号	訴訟上の和解について	1

議案第98号

訴訟上の和解について

高松高等裁判所の和解勧告に基づき次のとおり和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名等

平成 年（ ）第 号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 三豊市在住者

被控訴人 三豊市

三豊市土地開発公社

2 和解条項

- (1) 被控訴人三豊市（以下「被控訴人市」という。）は、控訴人に対し、本件和解金として、360万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被控訴人市は、控訴人に対し、前項の金員を、本和解成立の日から1箇月半以内に、控訴人代理人が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は被控訴人市の負担とする。
- (3) 控訴人は、被控訴人市に対するその余の請求及び被控訴人三豊市土地開発公社に対する請求をいずれも放棄する。
- (4) 控訴人と被控訴人らは、本和解により、本件懲戒免職処分をめぐる紛争が一切解決したことを相互に確認するとともに、控訴人と被控訴人らとの間に、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、第1・2審とも各自の負担とする。

令和元年9月9日提出

三豊市長 山下 昭史